

# 令和元年度事業計画

## 1. 基本方針

総務省から我が国の人口が8年連続で減少しているとの発表がありました。それに比例して、労働力人口も減っているようです。労働力人口の減少は、様々な業界に影響を及ぼし、深刻な人手不足の状態が続いているとの報道もあります。介護や育児を抱えて思うように就労できない現役世代が多いこともさらに拍車をかけているようです。

また、地域では、元気な高齢者ばかりではなく、食事作りや洗濯、掃除などの生活支援を必要とする高齢者が増えていると言われています。

このような状況の中、我々シルバー人材センターに求められるのは、会員みなさんが「企業での人手不足分野」あるいは「現役世代を支える分野」で活躍し、「生活支援を必要とする高齢者」をサポートすることです。

当センターでは、平成24年度から主に企業向けに「派遣事業」を、平成28年度から「家事援助サービス事業」を始め、平成30年9月から生活支援を目的に「きよす家事サポート事業」を清須市から受託しました。派遣事業は企業への派遣実績が急激に増え、家事援助事業も順調に伸びています。

平成31年度は「派遣事業」「家事援助事業」そして新たに始めた「家事サポート事業」を「三本柱」として進めて参りたいと考えています。それには会員皆さんの「信頼される就業」が必要であり、これをなくして事業の発展は望めません。シルバー人材センターの基本理念である「自主・自立、共働・共助」の下「信頼される就業」や「親切・丁寧な対応」を念頭におき、次の事業を進めます。

## 2. 実施計画

### (1) 就業機会の確保と組織的提供事業（定款第4条(1)）

地域に密着した高齢者に相応しい仕事「臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く）又はその他の軽易な業務に係る就業」を一般家庭、事業所及び公共団体から請負又は委任により、自ら引き受けることを希望する会員に提供する。

ア) シルバーPRカードを清須市高齢福祉課管轄の施設に配置する。

- イ) 清須市広報に会員・仕事募集記事の掲載を依頼する。
- ウ) ボランティア活動の際に「シルバー事業PRチラシ」を配布する。
- エ) 市内の事業所及び一般家庭を訪問し、企業における人手不足分野や現役世代を支える分野での就業開拓に努める。
- オ) 清須市から受託した「きよす家事サポート事業」で就労を希望する会員の確保に努める。(市の養成講座受講が必須)

(2) 職業紹介事業 (定款第4条(2))

臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して就労機会を提供する職業紹介事業を実施する。(愛知県知事が指定した場合に限り、週40時間を上限とすることが可能)

(3) 労働者派遣事業 (定款第4条(3))

臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対して就労機会を提供する労働者派遣事業を実施する。(愛知県知事が指定した場合に限り、週40時間を上限とすることが可能)

- ア) 派遣事業担当の職員を配置する。
- イ) 市内の事業所等に対してPRを行う。
- ウ) 派遣事業に従事する会員確保のため一般家庭を訪問する。
- エ) 会員の能力向上のための研修を行う。

(4) 知識及び技能の習得を目的とした事業 (定款第4条(4))

- ア) 刈払機取扱研修会を開催する。
- イ) 剪定研修会を開催する。
- ウ) 安全作業に関する研修会を開催する。
- エ) 愛知県シルバー人材センター連合会が主催する技能講習会に参加する。
- オ) 林業・木材製造業労働災害防止協会が主催する技能講習会に参加する。

(5) 高齢者の就業に関する調査研究及び相談事業の実施 (定款第4条(5))

- ア) 愛知県シルバー人材センター連合会並びに尾東地区シルバー人材

センター連絡協議会と連携し、情報収集に努める。

- イ) 入会を希望する高齢者を対象に、毎月入会説明会を開催し、高齢者の相談に対応する。
- ウ) 先進シルバー人材センターの長所を見ならい、当センターの運営に活かすことを目的に役員研修を実施する。

(6) 安全適正就業推進事業（定款第4条(6)）

事業を実施するうえで、安全就業は最重要課題です。就業会員並びに安全委員会及び事務局が共通の目的意識を持ち、事故防止のため以下の取り組みを推進する。

- ア) 安全対策指導員が現場パトロールを実施する。
- イ) 安全委員会による安全パトロールを実施する。
- ウ) 安全・適正就業年次計画を配布する。
- エ) 愛知県シルバー人材センター連合会が行う各種「事故ゼロキャンペーン」に参加する。
- オ) 愛知県シルバー人材センター連合会が主催する「安全推進大会」に参加し、安全就業の情報収集に努める。

(7) センターの活動等について周知を図る事業（定款第4条(7)）

- ア) ボランティア活動を実施する。
- イ) 不特定多数に周知するのに有効なホームページを活用する。
- ウ) 事業所及び一般家庭を訪問する。

(8) その他センターの目的を達成するために必要な事業（定款第4条(8)）

- ア) 剪定班始め職域ごとに班会議を開催し、就業会員との意思疎通を図り、円滑な運営に努める。
- イ) 会員に対して「体力及び能力に合った仕事の提供のための申し合わせ」を進め、発注者への「良質な仕事の提供」を目指す。